

同種前科の判決書を取り調べなかった原裁判所に 訴訟手続の法令違反があったとした事例

東京高判平23・3・29 判タ1354・250 (刑事)

渡 辺 咲 子

1 事案の概要

(1) 本件公訴事実は、「被告人は、平成21年9月8日午前6時30分ころから同日午前11時50分ころまでの間、金品窃取の目的で、東京都葛飾区(以下略)××荘〇〇号室B方縁側掃き出し窓のガラスを割り、クレセント錠を解錠して侵入した上、同所において

1 同人所有の現金1000円及びカップ麺1個(時価約100円相当)を窃取し

2 同人ほか1名が現に住居に使用する前記××荘(木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、延べ床面積115.67平方メートル)に放火しようと考え、前記××荘〇〇〇号室内にあった石油ストーブ内の灯油を同室内のカーペット上に散布した上、何らかの方法で点火して火を放ち、同室内の床面等に燃え移らせ、よって、現に人が住居に使用している前記××荘〇〇〇号室の一部を焼損(焼損面積約1.1平方メートル)したものである。」というものである。その他、釧路市内における住居侵入窃盗の追起訴がある。

(2) 被告人の主張は、「住居侵入及び窃盗は認める(ただし、侵入時刻は午前7時台であり、室内に10分程度いた後、午前7時台に退出した)。放火はしていない。ただし、何者かが侵入してその時刻に放火したことは争わない。」というものであったが、被告人には、平成3年4月7日から平成4年5月10日までの間、釧路市内において、15

回にわたり、他人方において金品を窃取したほか、平成4年3月29日から同年6月13日までの間、11回にわたり、同市内の他人方である現住建造物に放火したことなどの事実で器物損壊、住居侵入未遂、覚せい剤取締法違反、窃盗、現住建造物等放火、同未遂の罪により、平成6年4月13日釧路地方裁判所で、懲役8月及び懲役15年に処せられたという前科があった。

(3) 検察官は、前記前科の判決書謄本、同前科の捜査段階で作成された前刑放火に関する被告人の供述調書謄本15通、本件の捜査段階で作成された前刑放火の動機等に関する被告人の供述調書1通、警察官の専門的な知見からみた本件放火の現場の状況及びその犯行の特殊性等に関する証人Aの各取調べを請求した。これは、被告人が本件放火の犯人であることを示す間接事実の1つとして、本件放火と被告人の前科である前刑放火の各態様が同じであり、前刑放火と同じ動機で本件放火に及んだと推認される旨の主張に基づく。

(4) 原裁判所は、判決書謄本について情状の立証に限定して採用、他は却下した。その理由は、本判決によれば、①本件放火及び前刑放火は、いずれも特殊な手段方法により行われたものとはいえず、被告人の前科の立証を通じて被告人が本件放火の犯人であることを立証することが許される例外的な場合には当たらない、②被告人の前科である前刑放火の動機の立証を通じて、被告人に本件放火を行う動機があると立証することは、結果と

して被告人の前科の立証を通じて被告人が本件放火の犯人であることを立証することに帰着するから許されない、③前科の立証により裁判員に不当な偏見を与えるおそれがある、というものであった。

この結果、原裁判所は、被告人の主張を排斥し得ないとして放火について無罪の判断をした。

2 本判決の要旨

破棄差戻し（本件は、裁判員裁判初の差戻し判決である）。

(1) 前科に関する証拠の許容性（関連性）

ア 前科の放火の大半（10件）と本件放火には、侵入した居室内において灯油を撒布して行われるという、その犯行の手段方法に類似性があると認められる。

さらに、前刑放火のいずれもが、窃盗を試みて欲するような金品が得られなかったことに対する腹立ちを解消することを主な動機としており、そのうっぶん晴らしのために他人の住宅への放火を繰り返すという、窃盗から放火の犯行に至る契機の点で、前刑放火における行動傾向が固着化していると認められ、前刑放火と本件放火とは、窃盗から放火の犯行に至る契機の点においても、類似性があると認められる。

このように、前刑放火と本件放火との間には、犯行に至る契機、犯行の手段方法において、いずれも特徴的な類似性があると認められることにかんがみると、前記前科関係の各証拠のうち犯行に至る契機、犯行の手段方法に関するものは、前刑放火の犯人と本件放火の犯人が同一である蓋然性を合理的に推認させるということが出来るから、その同一性を立証するための証拠として、関連性があると認められる。

イ 弁護人は、以下のように本件前科に関する証拠を認めるべきでない旨主張したが、裁判所はいずれも退けた。

① 動機から犯人性を認めるのは、悪性格から犯人性を立証することを認めるに他ならない。→

動機は犯人性の認定の根拠とできる（悪性格を間接事実としているのではない）。

② 放火の手段方法が特殊なものではない→侵入した居室内の放火であって限定されており、灯油による放火であるからさらに限定される。しかも、そのような手段方法が繰り返され行動傾向が固着化している点から、類似性はより特徴的である。

③ 本件当時他にも窃盗をしているが、それらでは放火をしていない。→本件放火と前刑放火を比較すればよい（この事実は、反証となり得るが、関連性を否定するものではない）。

④ 前刑放火11件のうち4件は、あらかじめ灯油を準備し携行しているもので本件放火と異なる。→あらかじめ準備したか否かを問題としていない。

⑤ 前刑放火は、17年も前のものにすぎない。→前刑で平成21年5月まで服役していたのであって、長期間経過していることは関連性を否定する理由にならない

⑥ 前科の立証を許容することは、被告人が、不意打ちを受け、短い期間で過去のあらゆる非行に答えなければならない地位に立たされて、結末のない付随的な争点に引きずり込まれる→前刑放火の事実関係を立証する証拠の中には、それを認定した確定判決が含まれており、不意打ちの危険はない

⑦ 裁判員裁判対象事件においては、法的経験のない人には類似事実の証拠の重要性を過大評価する傾向があることを踏まえて、関連性ないし取調べの必要性が認められるか否かを厳格に判断すべきである→証拠の関連性についての判断は、裁判員裁判の対象事件とそうでない事件とで、異なるところはない

(2) 各証拠の許容性

判決謄本 許容すべきである。

供述調書 前刑放火につき、本件放火と特徴的な類似性のある犯行に至る契機、犯行の手段方法に関する部分に限って、同一性立証のための関連性を認める。

証人A 原裁判所が却下したことに違法はない。多くの捜査を手がけた者による経験的な判断にとどまるもので、関連性はない。

(3) 証拠を却下した違法は訴訟手続の法令違反に当たるか

前科関係の証拠のうち、前刑放火の犯人と本件放火の犯人が同一である蓋然性を合理的に推認させるがゆえに、関連性が肯定されるものについて、その取調請求を却下し、又は関連性のある部分が特定できるような審理をしなかった原裁判所の措置の違法は、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反に当たる。

3 本判決の検討

本件で問題になったのは、「同種前科による犯人性の立証は許されるか」という刑訴法上の典型的な論点であり、新司法試験においても、短答問題・論文問題双方で出題があったところである。原判決も、本判決も「同種前科による犯人性の立証は、原則として許されないが、例外的に認められる場合がある。」としており、例外としてどのような場合があるかの指摘もほぼ共通している。それにもかかわらず、結論が反対になったのは、いわゆる「あてはめ」、すなわち、具体的な事実をどのように取り上げ、それを評価して、理論に結びつけるかの違いといえる。

(1) 被告人の前科を犯人性の立証に用いることができるか～いわゆる法律的関連性～

前科・余罪・悪性格に関する証拠は、公訴事実を立証する間接事実を立証する証拠としては、原則として認めるべきでない。この原則は、英米法に由来するが⁽¹⁾、我が国においても適用されることについてはおおむね異論はなく、判例も古くからこれを認めている⁽²⁾。

これらの証拠が禁止される趣旨は、典型的に裁判所に対して不当な予断偏見を与え、誤った心証を形成させる危険があること、副次的に、争点を混乱させ、審理を遅延させたり、被告人に不意打

ちを与える危険があることにある⁽³⁾。

(2) 例外に当たるかどうかの判断基準

この証拠法則が、前記のとおり、英米証拠法に由来するところ、米国連邦証拠規則404条(b)は、前段において、「他の犯罪、不正又は行為に関する証拠は、ある者の性格を立証し、ひいては、その者がその性格に適合する行為に及んだことを立証するための証拠として用いることはできない」という原則を示した上で、同後段で、動機、機会、故意、準備、計画、知識、犯人性、錯誤もしくは偶然性の不存在の立証に用いることを認める。例外として条文に明示された事項は、このように相当に広いばかりでなく、これらの例外が“such as”以下に挙げられていることから明らかなように例示に過ぎず、主観的要素の推認を許すのにとどまらず、被告人の主張・弁解の合理性を判断する証拠として許容されるという考えが根底にあるように見受けられる。

同規則が、何を考慮して証拠能力を認めるかについては、同規則403条の一般原則をあてはめればよいと解される。「証拠に関連性（自然的関連性）が認められるとしても、その証明力と比較して、不当な予断、争点の混乱若しくは陪審員に対する誤導の危険又は不当な遅延、時間の浪費若しくは不必要な重複立証を招くおそれが格段に高い場合は、その証拠を排除できる。」というものである。

我が国の証拠判断においても、例外を認める趣旨はこれに準じて、「類似事実の証拠の排除原則の主要な理由の反面として、証拠の証明力が高く、その証拠によって公訴事実を認定しても事実認定を誤る危険性が低い場合には、これを禁じる理由がないということになる」⁽⁴⁾、「被告人が犯人であることの推認を許したほうが合理的であって、なんら不当な偏見にあたらぬ場合には、(法律的)関連性があると解してよく、手口などが高い程度の類似性をもつ他の犯罪事実(類似事実)が代表的である」⁽⁵⁾、「他の犯罪行為等が証拠として許容されるかを考えるに当たっては、その推認がどの程度確実かを具体的に検討する必要がある

り、その証明力と、不当な予断や争点の混乱のおそれなどとの比較衡量の問題と考えられ、当該事案の性質、審理の状況、証拠構造を踏まえた他の犯罪行為等に関する証拠の必要性、被告人の受ける不利益の程度を勘案してその必要性を判断する必要がある⁽⁶⁾」などと説明されている。

これを踏まえて、具体的にどのような場合に例外を認めるかについては、①常習累犯窃盗罪のように、前科や常習性が構成要件の一部となっている場合、②故意、目的、動機、知情等、犯罪の主観的要素を証明する場合、③前科の存在や内容が公訴事実と密接不可分に関連している場合、④特殊な手口による同種前科の存在によって犯人と被告人との同一性を証明する場合があげられている⁽⁷⁾。なお、前科等が情状の立証に用いることが許されることはいうまでもない⁽⁸⁾。

(3) 裁判例について

この問題に関する主な裁判例を概観すると、次のとおりであり、それぞれ、おおむね上記の考え方に沿った判断であるといえる。

高松高判昭30・10・11裁判特報2巻21号1103頁
犯行前日の同種の余罪による強盗致死の犯意、計画性の立証を認めた

静岡地判昭40・4・22下刑集7巻4号623頁
連続した2件のスリの2件目を現認し、これを1件目の事実認定の情況証拠とした

最決昭41・11・22刑集20巻9号1035頁
詐欺の故意のごとき犯罪の主観的要素は、被告人の同種前科の内容によって認定できるとした

水戸地判4・2・27判時1413号35頁
強姦致傷事件について酷似した手口の前科を犯人性を推認する一事情として認めた

東京高判平20・12・16判タ1303号57頁
外国人女性に対するわいせつ目的誘拐、準強姦未遂の公訴事実を認定するに当たり、他の女性9名に対する準強姦、準強姦致傷、準強姦致死の犯行における手口である「催眠作用を有する薬物を混入した飲物を飲ませるなどして心神喪失させて姦淫に及んだ」ことが準強姦の実行の着手及びわいせつ目的の犯行を認定する根拠となるが、「同種事案の

推認力」の限界として、この推認力は、本件公訴に係る準強姦の既遂や準強姦致死の事実の推認までには及ばない

東京高判平21・12・21速報集(平21)158頁
自転車に火をつけた器物損壊事件について、同様の手口の火をつけた器物損壊の前科を犯人性認定の根拠とした

などがあるが、とくに、大阪高判平17・6・28繁多1192号186頁(和歌山毒カレー事件)は、起訴されていない被告人の犯罪事実(余罪)の立証に関し、これを立証することは、裁判所に不当な偏見を与えるとともに、争点の混乱を引き起こすおそれもあるから、安易に許されるべきではないが、一切許容されないものではなく、特殊な手段、方法による犯罪について、同一ないし類似する態様の他の犯罪事実の立証を通じて被告人の犯人性を立証する場合など、その立証の必要性や合理性が認められ、かつ、事案の性質、審理の状況、被告人の受ける不利益の程度等に照らし相当と認められる場合には、許容されると解するのが相当である旨判示しており、ここに述べられた同種余罪による犯人性立証を許容するかどうかの判断基準は、上記連邦規則に沿ったものといえる。

(4) 本判決の検討

ア 本判決と原判決の考え方

本判決は、上記大阪高裁のような一般的な判断基準を示してはいないが、前科の放火と本件放火の類似性を詳細に認定し、弁護人の「前科の立証を許容することは、被告人が、不意打ちを受け、短い期間で過去のあらゆる非行に答えなければならない地位に立たされて、結末のない付随的な争点に引きずり込まれる」という主張に対して、これを否定する判断を示しているなど、従来と同じ考え方によると思われる、本判決の判断及び結論は妥当なものとする。

原裁判の本件証拠却下は公判前整理手続によるもので、決定書が作成されてはいないが、本判決によれば、原決定が同種前科による犯人性の立証について、本判決やそれまでの裁判例と異なる考え方をしていないわけではない。要は、「あては

め」=事実を取り上げて、適切に評価を加えて判断基準に照らしてこれに合致するかを判断するという作業が十分に行われたか否かの違いである。この点は、事実の評価と当てはめについての法科大学院生の格好の教材となるのではないと思われる。

イ 前科の立証を抜きにして本件の認定は可能かところで、本件原審判決は、本件窃盗は、午前6時30分ころから、出火が確認された午前11時50分ころまでの間になされたことが明らかであるが、「この間に、被告人が侵入して立ち去った後、被告人以外の第三者が何らかの動機で被害者方に侵入して放火に及んだ可能性を、完全に否定することはできない。」として、被告人による放火事実を認定しなかった⁽⁹⁾。同判決は、被告人の午前7時30分から40分ころに侵入し、約10分で立ち去った旨の供述の信用性は否定している。それにもかかわらず、他人から恨まれる事情もない被害者方に、窃盗犯が侵入、退去した後の数時間に「何者かが何らかの動機で侵入、放火した」ことが合理的疑いとして考えられるであろうか。「抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする」⁽¹⁰⁾との判例の趣旨にしたがえば、抽象的な可能性があっても、合理性がないといえるのではないか。

原裁判所がこのような認定に達したのは、「空き巣が長時間侵入先にとどまることはないのではないか」という先入観があったのではないと思われる。他人の家に侵入する危険を冒している以上、一刻も早く立ち去りたいと思うに違いないというのが善良な社会人の感覚かもしれない。実は、昼間、家人の留守を狙って住居に侵入する職業的な窃盗犯の中には、侵入先に長時間滞在する者が少なくない。屋根裏に潜り込んで数日を暮らしていた窃盗犯について事後強盗の成否が問題となった事例⁽¹¹⁾があったが、金品を物色後に台所で冷蔵庫にあった食料を料理して食べ尽くす（本件被告人も湯を沸かしてカップ麺を食べている）、昼寝をするなど、数時間ないし半日を侵入先で過ご

す窃盗犯は多く、そのような窃盗犯の「滞在形態」には犯人それぞれの特徴が見られる。これは、盗犯捜査・公判に習熟した者であれば、常識ともいえるものであり、これを前提とすると、早朝に被告人が窃盗目的で侵入し、数時間内に何者から何らかの動機のもとに放火目的で侵入、放火に及んだという可能性は、合理的とは認めがたいように思える。原審検察官が、「警察官の専門的な知見からみた本件放火の現場の状況及びその犯行の特殊性等に関する証人A」を請求したのも、まさにこの点を明らかにしようとしたものといえよう。「健全な社会常識」というのは、何も知らない普通の人を基準とするのか、所要の知識を加えた常識でよいのか、といえ、後者ではないかと思われる。特に、裁判員裁判においては、そのための立証は許容されてもよいのではないと思われる。

ウ 本件立証における前科の位置づけを考える

そうすると、本件立証における前科の役割は、合理的疑いを差し挟まないための、いわば「最後の一押し」ともいえるものであろう。前科等による立証が許されるかどうかは、「前に強姦をした被告人なら、今回も強姦をしたに違いない」という予断に基づく誤った心証形成を導く、といういわば、事実と前科の1対1の問題であるところだが、実は、全体の証拠構造の中での位置づけを前提にしないで結論を導くべきではないことは、すでに多くの論者が指摘しているところである⁽¹²⁾。

もっとも、そうすると、前科等による立証の可否を証拠調べを実施しないままに全証拠の採否を決定するという公判前整理手続において判断することは困難となることは否めない。この点については、さらに検討を要するところであろう。

4 裁判員裁判と証拠決定～その余の問題点

(1) 裁判員の意見は証拠決定に反映されないか

本件は、被告人の有罪無罪を決するについて重要な証拠の採否を誤った点が判決に影響を与えることが明らかな訴訟手続の法令違反であるとされた事案である。この破棄事由は、控訴裁判所の判

断を前提とすれば正しい。そうすると、1審裁判所は、いずれかの時期に問題となった証拠を採用して取り調べなければならなかったということになる。

裁判員裁判については、争点を整理し、証拠の採否、取調順序等決定はすべて公判前整理手続で行われる。もとより、裁判員裁判を裁判員にわかりやすく、かつ、迅速に行うためには必要なことである。

いったん却下決定がなされた証拠について、その採用を再び請求し、あるいは職権で採否の検討を行うことは、原則として行うべきではない。

裁判員の参加しない通常の事件であれば、却下決定を行う裁判体と公判手続を進行させる裁判体の構成は等しいから、この原則が働くことに異論はなからう。しかし、裁判員裁判では、公判前整理手続を行う裁判体の構成と公判手続を進行させる裁判体の構成が異なる。この場合にも本原則が妥当するか。

これについては、公判前整理手続の趣旨と裁判員裁判のあり方から、「公判における裁判所の訴訟指揮の在り方として、裁判所も関与し、公判前整理手続において争点及び証拠の整理を行いながら、公判審理の段階になって、これに反する釈明を行ったり、職権による証拠調べを行うことは原則として許されないものと考えべきである。裁判所は判断者に徹すべきである。」という見解が有力である⁽¹³⁾。

裁判員裁判にあっても、法律的评价を伴う事項は裁判所を構成する裁判官の合議によるものとされているから、証拠の許容性の判断は、構成裁判官が行うべきのものであって、裁判員が関与する余地はないという考えが前提となっているのであろう。

また、いったん採否の決定があった証拠を許容すべきかどうかについて、公判段階で蒸し返して判断をすることは、訴訟行為の一回性の要請に反することはもとより、公判前整理手続の趣旨にも反する。

しかし、本件において裁判員が、立証趣旨を情状に限定した判決謄本を目にして、「この判決内

容に照らせば、本件放火が被告人の犯行であることが推認できるのではないか」という疑問を抱いたときに、裁判所がこれを一切考慮してはならないというのも不思議である。

公判前整理手続は、あくまで公判のための準備に過ぎない。ここで、決定的な誤りがあった場合に、これを公判において是正することが許されず、いねば、裁判員に無駄な裁判をさせるというのがこの手続の趣旨とは認めがたい。しかも、前述のように、前科等による立証の可否は、他の証拠の審理状況によっても左右されるはずであるから、審理の途中で採否が検討されることも当然あり得るのではないかと思われる。

本判決は、公判前整理手続における訴訟手続の誤りについて、公判手続において是正をすることが可能であるか、裁判所の義務であるかについて、再度検討を求める事例といえよう。

(2) 裁判員裁判の控訴審

裁判員裁判について、控訴理由の制限があるわけではない。

したがって、事実誤認や量刑不当を争うことも当然にできる。裁判員裁判については、「第1審の事実認定が論理則・経験則に照らして明らかに不合理であり（例えば、供述の信用性判断が客観的な証拠や事実と矛盾するなど明らかに不合理である場合、間接事実から主要事実を推認するについて重要な客観的証拠や事実が見落とされたり、考慮されなかったりして明らかに不合理である場合など）、これが結論に重大な影響を及ぼす場合には、破棄できるという意見が大勢を占めた。」⁽¹⁴⁾との報告がある。裁判員の参加した第1審の裁判はできるだけ尊重すべきであるというのは、裁判員裁判の趣旨に沿うが、裁判員裁判と通常裁判の控訴審について法令上の差異を設けていない現行法においては、裁判員裁判について、通常の裁判と異なる解釈を取るべきではなからう⁽¹⁵⁾。

また、控訴審が原判決を破棄した上で、自判すべきか、差し戻すべきかについても、裁判員裁判を尊重するかどうか、見解が分かれるところであらう。

本件では、控訴審裁判所が証拠能力を認めた判決謄本等によれば、犯人性は優に認定できるように思えるが、一方、これが採用されたことを前提とした防御活動は全くなされていなかったことを考えれば、高裁が、控訴審で防御活動をさせずに、事件を差し戻したのは相当と考える。

本判決の評釈・紹介

立松彰「覚せい剤密輸入事案と裁判員裁判：千葉覚せい剤密輸入逆転有罪判決を素材に〈裁判員裁判実施後の問題点7〉」法と民主主義458号71頁

佐藤淳「被告人の犯人性等を立証するための同種前科に関する証拠の取調べ請求につき、前科による立証が許される場合に当たらないとして却下した上で被告人に無罪を言い渡した第一審の措置には、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるとして、破棄・差戻しの判決が言い渡された事例」研修756号17頁

正木祐史「犯人同定証拠としての前科の利用〈最新判例演習室／刑事訴訟法〉」法学セミナー681号134頁

注

- (1) 橋本英隆「イギリスにおける類似事実証拠」早法38巻3=4号19頁，高田卓爾「同種事実の証拠」阪市10巻1号1頁，佐伯「悪性格と類似事実」続生きている刑訴法198頁など
- (2) 例えば，大判大7・5・24刑録24輯647頁 強盗，暴行，傷害等の前科を傷害罪認定の根拠とできないとしたもの
- (3) 大コメ刑訴法5巻Ⅱ〔安廣文夫〕130頁
- (4) 秋吉・前掲同頁
- (5) 石井一正「刑事実務証拠法（第4版）」257頁
- (6) 辻裕教「同種前科による事実認定」刑訴判例百選（9版）141頁
- (7) 前掲大コメ131頁，秋吉淳一郎「同種前科によ

る事実認定」刑訴判例百選（8版）135頁。このほか，⑤被告人側か被告人の善性格を主張立証したときに検察官側がこれに反駁する場合はあげるとして，岡田雄一「同種前科による事実認定」刑訴判例百選（7版）136頁

- (8) 最判昭28・5・12刑集7巻5号981頁
- (9) 起訴事実が住居侵入，窃盗，現住建造物等放火（科刑上一罪）であったことから，主文で無罪の言い渡しはない
- (10) 最決平19・10・16刑集61巻7号677頁
- (11) 最決平14・2・14刑集56巻2号86頁
- (12) 前科の立証を認めた判例について「前科の内容は，いわばだめ押しの役割を果たしているに過ぎないと思われる」とした前掲大コメ132頁，前掲秋山135頁，「当該事案の性質，審理の状況，証拠構造を踏まえ」とする辻・前掲同頁
- (13) 角田正紀ほか「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」（司法研修所編）司法研究報告書60輯1号100頁
- (14) （東京高等裁判所刑事部総括裁判官研究会「控訴審における裁判員裁判の審査の在り方」判タ1296号5頁）
- (15) 最判平24・2・13（裁判所ウェブサイト）は，「（事後審である）控訴審における事実誤認の審査は，第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則，経験則等に照らして不合理といえるかという観点から行うべきものであって，刑訴法382条の事実誤認とは，第1審判決の事実認定が論理則，経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当である。したがって，控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには，第1審判決の事実認定が論理則，経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるというべきである。このことは，裁判員制度の導入を契機として，第1審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては，より強く妥当する。」旨を判示した。これは，上記司法研究の結果に合致するものであるが，裁判員裁判かどうかを直接の根拠とするのではなく，一審の直接主義・口頭主義を尊重するという観点からの判断であることに留意したい。本件東京高裁判決は，訴訟手続の法令違反による破棄事案であるが，「不合理」であるかどうかを明示しており，この最高裁判決に矛盾するものではない。